

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

阿南市教育委員会

「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休校について（お知らせ）

令和2年4月7日、内閣総理大臣が改正インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出しました。対象地域について、東京都のみならず大阪府、兵庫県、福岡県等、本県の近隣に位置する都市が挙げられており、今後、指定地域から本県への移動が増え、感染リスクが高まることが想定されます。

このため国及び県の動向を受け、本市児童生徒の安全を最優先に「学校でクラスターを発生させない」との方針のもと、次のとおり阿南市立小中学校の臨時休校を行うことといたします。

保護者の皆様におかれましては、今回の臨時休校が子どもたちの健康と命を守るための措置であることを御理解いただきますようお願いいたします。

1 臨時休校期間について

4月11日（土）～5月6日（水）

（4月7日時点における緊急事態宣言の終期まで）

2 臨時休校準備期間について

4月8日（水）～10日（金）は、臨時休校に向けての準備期間とします。

- ・4月9日（木）の入学式については、参加者の制限や換気、参加者間のスペースの確保などの感染症対策を行った上で、予定どおりの日程で実施します。
- ・4月9日（木）及び4月10日（金）の活動については、臨時休校期間中の適切な健康観察についての指導、効果的な家庭学習を行うための指導や教科書・課題等の配布、生活の仕方の指導等を行います。
- ・給食については、予定どおり実施します。
- ・部活動については、4月8日（水）から校内外での練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め中止とします。

※ 活動の詳細については、各校によって違いがあります。学校からのお便りやお子様の連絡帳等を御確認ください。

3 臨時休校準備期間における児童生徒の健康観察について

4月9日（木）・10日（金）の登校に際しては、御家庭で検温や健康観察を必ず行ってください。発熱等の風邪症状が見られる場合には、自宅で休養させてください。その場合は、出席停止扱いとしますので、欠席にはなりません。

4 臨時休校中の小学1・2年生及び特別支援学級在籍児童生徒の学校での自習について

臨時休業中に自宅で小学1・2年生だけが、留守番をするような御家庭については、前回の臨時休業措置と同様、学校の始業時刻から正午まで、学校で自習をすることが可能です。（特別支援学級に在籍するお子様については、小学3年生以上も対象となります）

ただし、給食はありませんので、帰宅後、昼食をとることになります。

自習のための登校を希望される方は「臨時休校中の登校（自習）申請書」を学校に御提出ください。